

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年 11月 7日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川隆一

- 1 契約の概要
受水槽給水管漏水修繕
- 2 履行（納品）場所
横浜市港北区綱島西5丁目14-40
横浜市立北綱島小学校
- 3 契約日
令和7年10月20日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年10月24日
- 5 契約金額
121,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市神奈川区三枚町248番地6
株式会社カンパイ
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
敷地内の受水槽から水が漏れ流れており、本校の職員では届かない場所で、状況も調べられず、止水することができなかつたので、漏水箇所の修繕を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市の有資格者名簿に登録のある会社であり、迅速な対応ができるところから選定しました。
- 9 所管
横浜市立北綱島小学校